

# 山口県報

平成27年  
12月22日  
(火曜日)



山口県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

## 山口県条例第四十七号

山口県行政不服審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する機関として設置された山口県行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

### 目 次

|  |    |
|--|----|
| ○条例  | 一  |
| 山口県行政不服審査会条例                                   | 一  |
| おいでませ山口観光振興条例                                  | 三  |
| 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例                    | 九  |
| 山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例                           | 一三 |
| 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例        | 一五 |
| 山口県税賦課徴収条例及び山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例              | 二一 |
| 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例                           | 二三 |
| 過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例                 | 二八 |
| 山口県使用料手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例 | 三〇 |
| 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例                          | 三六 |
| 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例            | 三七 |
| 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料等に関する条例を廃止する条例        | 三八 |

山口県知事 村岡 嗣 政

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、法律又は行政に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(除斥)

第七条 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(秘密保持義務)

第八条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査審議手続の非公開)

第九条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第十条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第十一条 前各条に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第十二条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

おいでませ山口観光振興条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第四十八号

おいでませ山口観光振興条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 観光の振興に関する基本的施策（第十条―第二十二條）

第三章 山口県観光審議会（第二十三條）

附 則

観光は、その地を訪れる人々とその地に住む人々々が触れ合うことにより新しい感動を生み出すものであり、こうした人と人との交流は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、地域社会の持続可能な発展を促すとともに、地域への誇りと愛着を育むものである。

山口県は、源平の命運を決した壇ノ浦の戦い、大内氏により花開いた豪華絢爛な大内文化、至誠の志を胸に幕末の動乱期を駆け抜け、世界文化遺産にも登録された明治日本の産業革命遺産をはじめとする近代日本の礎を築いた維新の志士による業績など、数々の時代の転換期にその歴史舞台となり、時代を切り拓いてきた先人の多くの足跡が今もなお息づいている。

また、三方が海に開かれるとともに、神秘的な物語を有するカルスト台地や多くの個性豊かな温泉郷を有し、のどかな田園など日本の地方を象徴する美しい原風景を残している。

さらに、豊かな海の幸、山の幸に恵まれ、ふぐや地酒、暮らしの知恵から育まれた郷土料理等数々の食の魅力をも有し、大切に慈しまれてきた伝統的工芸品等世界に誇る匠の技も脈々と受け継がれている。

こうした本県独自の地域資源や生活文化は、域外の人々を強く惹きつける魅力の源泉であるとともに、県民がこの地に住むことに誇りを持ち、生き生きと暮らし続けることの源泉ともなっている。

こうした中、直面する人口減少等の課題の克服を図り、地方創生を実現するため、観光が持つ力への期待が高まっており、観光旅行者の価値観やニーズの多様化に対応した観光地域づくりを進めていくことが求められている。

このため、来訪者の満足度の向上に向けた多様な主体が一体となった山口県ならではの観光地域づくりの取組や、県民による地域の魅力の再認識と地域への誇りと愛着を持ったおもてなしの実践を通じ、地域の活力を創出し、その元気が、誰しも訪れたいくなるような山口県として更に魅力を生み出していくという好循環を創出していく必要がある。

ここに、私たちは、明治維新百五十年という節目の年を控え、明治維新胎動の地である山口県において、人口減少社会に立ち向かい、観光を通じてこの地に住む一人一人を輝かせるため、観光振興の理念を交流人口の拡大にとどめず、県民の誇りと愛着に根差した地域の元氣創出による定住の促進へと高め、全県を挙げた県民総がかりによる取組により活力みなぎる山口県を築くことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、観光関係団体、観光事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「観光事業者」とは、観光に関する事業（以下「観光事業」という。）を営む者をいう。

2 この条例において「観光地域づくり」とは、自然、歴史、文化等において密接な関係のある地域における観光を軸とした地域づくりをいう。

（基本理念）

第三条 観光の振興は、県、市町、観光関係団体、観光事業者及び県民がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組みなければならない。

2 観光の振興は、地域における創意工夫による魅力ある観光地域づくりを通じた国内外からの観光旅行の促進及び地域住民による地域への誇りと愛着を持ったおもてなしの実践が、活力に満ちた地域社会の持続可能な発展のため特に重要であるという認識の下に推進されなければならない。

3 観光の振興は、地域における多様な主体の合意形成を図りながら観光資源を有効に活用して推進されなければならない。

4 観光の振興は、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により地域経済の活性化及び雇用の確保に重要な役割を担っていることに鑑み、県、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等による相互の連携が確保されるよう配慮して推進されなければならない。

5 観光の振興は、国外からの観光旅行の促進が、国際交流の拡大及び新たな需要の開拓に資するものであるとともに、県民の国際理解及び地域の観光資源に対する理解の増進に資するものであるという認識の下に推進されなければならない。

6 観光の振興は、地域の環境及び良好な景観を保全するとともに、これらとの調和を図りながら地域の魅力を増進するよう配慮して推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する観光の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、地域の振興に関する施策と連携して観光の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、観光の振興に資するよう配慮

した施策を推進するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的にその地域の特性を生かした観光の振興に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策と連携するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第六条 観光関係団体は、地域における多様な主体の合意形成を促進し、関係者が一体となった魅力ある観光地域づくりを積極的に推進するよう努めることにより、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(観光事業者の役割)

第七条 観光事業者は、自らの事業活動が魅力ある観光地域づくりに資するものであることを認識し、創意工夫を生かした事業活動を行うとともに、他の事業者との連携を図りながら観光旅行者の需要の高度化に対応したサービスの提供に努めることにより、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、観光に対する関心及び理解を深めるとともに、地域の魅力を認識し、地域への誇りと愛着を持ったおもてなしをするよう努めることにより、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(推進計画)

第九条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第二章 観光の振興に関する基本的施策



(魅力ある観光地域づくりの推進)

第十条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりの推進を図るため、地域の多様な主体が合意形成を図りながら一体となって実施する観光の振興に関する取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第十一条 県は、観光資源の活用による魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の開発、保護及び育成の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第十二条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業、工業その他の産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪及び滞在の促進)

第十三条 県は、観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、山口県の多彩な魅力に関する情報の発信、観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、魅力ある観光旅行に係る商品の開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光産業の振興)

第十四条 県は、観光産業の振興を図るため、観光産業の経営基盤の強化に関する相談及び支援を行う体制の充実、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応した良質なサービスの提供の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十五条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲のある者の知識及び能力の向上並びに地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学及び高等専門学校をいう。)が行う観光の振興に寄与する人材を育成するための取組と積極的に連携協力するよう努めるものとする。

(おもてなしの向上)

第十六条 県は、観光旅行者に対するおもてなしの向上を図るため、県民の観光旅行者との交流の意欲及び地域の観光資源に関する理解の増進

の推進、県産品（県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品及びこれらを原材料として製造され、又は加工された物品をいう。）、食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行者の利便の増進）

第十七条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、旅行関連施設及び公共施設の利便性、快適性及び安全性の向上、情報通信技術の活用並びに観光地までの移動のための交通手段の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国人観光客の来訪の促進）

第十八条 県は、外国人観光客の来訪の促進を図るため、来訪のための交通手段の確保、県内における交通、宿泊その他の情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光客の受入れの体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（観光地における環境及び良好な景観の保全）

第十九条 県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、県民及び観光旅行者の環境の保全に関する知識の向上及び理解の増進の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（広域的な連携）

第二十条 県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他共通する観光資源を有する地方公共団体と連携協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町がその区域を超えて行う広域的な観光の振興に関する施策を促進するため、市町間の円滑な連携が図られるよう助言等を行うよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第二十一条 県は、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等と連携しつつ、観光の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第二十二条 県は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 山口県観光審議会



第二十三条 観光に関する重要事項についての調査及び審議並びに観光の振興に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、山口県観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 観光関係団体の役員

三 観光に関心と理解のある青年

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県観光審議会の項を削る。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十九号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（山口県税賦課徴収条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

一 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）第十八条第一項

二 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山口県条例第五号）第三条第四号  
 （一般職の職員の給与に関する条例及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

一 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）第十六条の七第二項

二 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）第十八条の三第二項

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

第四条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中五の項を六の項とし、二の項から四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

|   |                               |   |              |                             |
|---|-------------------------------|---|--------------|-----------------------------|
| <p>一<br/>       行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の他の規定</p> | <p>書面の写し<br/>       等交付手数</p> | <p>行政不服審査法第三十八條第一項に規定する書面若しくは書類又は同法第七十八條第一項に規定する複写機により紙を複写したものを交付する場合</p> | <p>一枚につき</p> | <p>（カラーで複写したものに於ては、二十円）</p> |
| <p>一<br/>       行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の他の規定</p> | <p>書面の写し<br/>       等交付手数</p> | <p>行政不服審査法第三十八條第一項又は第三十八條第一項に規定する電磁的記録に出力した事項の用紙に記録したものを</p>              | <p>一枚につき</p> | <p>（カラーで出力したものに於ては、二十円）</p> |

|   |        |   |    |
|---|--------|---|----|
|   |        | の規定により準用する場合を含む。事務  |    |
|   |        | 料   |    |
| 備考<br>用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、<br>片面を一枚として算定する。 | 交付する場合 | 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四十一条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合 |    |
|   |        | 用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき               | 十円 |

(山口県情報公開条例の一部改正)

第五条 山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第十六条)」を「審査請求(第十五条の二)」に改める。

第十一条第二号二中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第三章 不服申立て」を「第三章 審査請求」に改める。

第十五条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十五条の三 第七条第一項の決定、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第六条の規定による開示決定の拒否又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

第十六条を次のように改める。

(諮問)

第十六条 第七条第一項の決定、山口県行政手続条例第六条の規定による開示決定の拒否又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があつた

ときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求が不合法である場合を除き、山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号及び第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第十九条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（山口県個人情報保護条例の一部改正）

第六条 山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十四条第一項中「、第三十二条」を削る。

第三十条中「することの決定」の下に「（以下「利用停止決定」という。）」を加える。

「第四章 不服申立て」を「第四章 審査請求」に改める。

第三十一条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第三十一条の三 第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定、山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）

第六条の規定による開示決定、訂正決定若しくは利用停止決定の拒否又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第三十二条を次のように改める。

（諮問）

第三十二条 第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定、山口県行政手続条例第六条の規定による開示決定、訂正決定若しくは利用停止決定の拒否又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求が不合法である場合を除き、山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見

を聴いた上で当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第三十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号及び第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第三十四条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十五条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。ただし、第五条中山口県情報公開条例第十一条第二号二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第五十号

山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年山口県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の第二項第二号中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「支給されるもの」の下に「並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年法律第六十三号」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法律第百十五号の規定により支給されるもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同項第五号中「国家公務員共済組合

法( )を「平成二十四年法律第六十三号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法( )」に改め、「昭和三十三年法律第二十八号」の下に「。以下「平成二十四年改正前法律第二百二十八号」という。」を、「組合員期間」の下に「(当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第一百五号第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。 )」を加え、「並びに平成二十四年改正前法律第二百二十八号」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法( )」を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法( )」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十九号」の下に「。以下「平成二十四年改正前法律第二百二十九号」という。」を加え、「同法第二十二條第一項」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十九條」に、「同法第二十七條」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十七條」に改め、同項第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同項第十一号中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)」による改正前の執行官法」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を削り、同項第七号中「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「加入者期間」の下に「(当該退職共済年金の受給権者が、法律第一百五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第一百五号第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。 )」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成三十三年法律第一号)附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間(同法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。 )が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第十六條の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十四年政令第四十三号)第二十九條の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第一百五十八号)第十五條第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。 )及び障害共済年金並びに特別障害農林年金(同法附則第二十五條第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同法第四項第十一号に掲げる特別障



害農林年金をいう。)並びに移行農林年金(同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金

附則第十条の第二項第六号中「地方公務員等共済組合法(」を「平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(」に、「第十一章を除く。」に基づく退職共済年金」を「以下「平成二十四年改正前法律第五十二号」という。)に基づく退職共済年金」に改め、「組合員期間」の下に、「(当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。)」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第五十二号」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(」を「平成二十四年法律第六十三号附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(」に改め、「昭和三十七年法律第五十三号」の下に、「。以下「平成二十四年改正前法律第五十三号」という。」を加え、「同法第三十六条第一項」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第三十六条第一項」に、「同法第五十二条」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第五十二条」に、「同法第五十九条」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第五十九条」に、「同法第六十六条」を「平成二十四年改正前法律第五十三号第六十六条」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 平成二十四年法律第六十三号附則第六十五条第一項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金

附則第十条の第二項第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十一条第一項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。  
附則第五条第一項の表を次のように改める。

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| <p>傷病補償年金</p> | <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>                                | <p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）</p> |
|               | <p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成</p> | <p>○・七三</p>  |
|               | <p>○・八六</p>  |  |

|   |                        |  |  |   |  |
|---|------------------------|--|--|---|--|
| <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> | <p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> | <p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</p> | <p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</p> | <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）</p> | <p>二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p> |
| <p>○・八三</p>   | <p>○・七三</p>            | <p>○・八九</p>  | <p>○・七五</p>  | <p>○・七五</p>   | <p>○・八八</p>  |

|  |   | 障害補償年金                                       |   |               |                 |               |                 |               |   |  |  |   |
|--|---|--|---|---------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|---|--|--|---|
|  | 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。) | 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。) | 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。) | 旧国民年金法による障害年金 | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 旧船員保険法による障害年金 | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 旧国民年金法による障害年金 | 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。) | 遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。) | 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。) | 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。) |
|  | ○・八四  | ○・八〇   | ○・八九  | ○・七四          | ○・七四            | ○・七四          | ○・八八            |               |   |  |  |   |

附則第五条第二項の表を次のように改める。

|   |  |   |             |
|---|--|---|-------------|
| <p>遺族補償年金</p>                                       | <p>遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。又は国民年金法による寡婦年金</p> | <p>〇・八八</p>   |             |
|   | <p>国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>  | <p>〇・八〇</p>   |             |
|   | <p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>  | <p>〇・八〇</p>   |             |
|   | <p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>   | <p>〇・九〇</p>   |             |
| <p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>                              | <p>〇・七三</p>  | <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> | <p>〇・八六</p> |
| <p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改</p> |  |   |             |

|  |      |
|--|------|
| 正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。) | ○・八八 |
| 旧船員保険法による障害年金  | ○・七五 |
| 旧厚生年金保険法による障害年金  | ○・七五 |
| 旧国民年金法による障害年金  | ○・八九 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(附則第五条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)(及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)(第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)(以下「改正前国共済法」という。)(による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)(第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付



又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。 ) 又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前地共済法」という。 ) による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。 ) 第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。 ) の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。 ) が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により組合(平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。 ) が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第五条第一項の規定は、適用しない。

山口県税賦課徴収条例及び山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第五十二号

山口県税賦課徴収条例及び山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項第一号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第六十七条の五第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第六十七条の六第二項第一号、第八十一条の十第二項第一号イ、同項第三号イ、第八十一条の十九第一項第一号及び第九十四条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

（山口県産業廃棄物税条例の一部改正）

第二条 山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十一条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十二条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改める。

第十四条第一項第一号、第十五条第一号及び第十六条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十七条第二項第一号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条中山口県産業廃棄物税条例第十二条第三項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例第六十七条の五第一号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(産業廃棄物税に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後の山口県産業廃棄物税条例(以下「改正後の条例」という。)第十条第一号、第十四条第一項第一号及び第十五条第一号の規定は、施行日以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用し、施行日前行われた産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第十二条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に申請される改正後の条例第十二条第一項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された第二条の規定による改正前の山口県産業廃棄物税条例第十二条第一項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第五十三号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二から第十三条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第十一条の二 知事は、法第十五条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は同条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

2 知事は、前項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 知事は、第二項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 知事は、第三項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第十二条 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができるでない事情の詳細
- 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- 三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- 四 当該猶予を受けようとする期間

- 五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- 六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
  - 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - 三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - 四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- 5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - 二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - 三 猶予期間の延長を受けようとする期間
  - 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。
- 7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。  
（職権による換価の猶予等）



第十三条 知事は、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予（以下この項において「換価の猶予」という。）又は同条第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該換価の猶予をする金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。）を当該換価の猶予又は換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない理由があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第十一条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

第十三条の次に次の二条を加える。

（申請による換価の猶予等）

第十三条の二 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 知事は、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この項において「換価の猶予」という。）又は同条第三項において準用する法第十五条第四項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該換価の猶予をする金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。）を当該換価の猶予又は換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない理由があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第十一条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第十二条第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

三 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。



6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条第一項第六号に掲げる事項

二 第十二条第五項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第四項第三号に掲げる事項

7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第十三条の三 法第十六条第一項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が百万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十四条第二項中「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)」を「施行令」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)(第十一条の二、第十二条及び第十三条の三(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(以下「改正後の地方税法」という。)(第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)(の規定は、平成二十八年四月一日以後に申請される改正後の地方税法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「改正前の地方税法」という。)(第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。)

3 改正後の条例第十三条及び第十三条の三(改正後の地方税法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)(の規定は、平成二十八年四月一日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた改正前の地方税法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第十三条の二及び第十三条の三(改正後の地方税法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)(の規定

は、平成二十八年四月一日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第五十四号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「個人並びに」を「個人、」に改め、「事業者」の下に「並びに認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者」を加える。

第二条に次の四号を加える。

七 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第四項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。

八 特定業務施設 地域再生法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設をいう。

九 地方活力向上地域 地域再生法第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域をいう。

十 認定事業者 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成三十年三月三十一日までの間に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者をいう。

第四条中「この条及び第六条」を「この項及び第六条第一号」に改め、「年（以下）」及び「事業年度（以下）」の下に「この項において」を加え、同条に次の一項を加える。

2 地方活力向上地域内において、認定事業者（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、同条第三項の規定に基づき認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消された

ときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第一号に規定する特別償却設備（以下この項及び第六条第二号において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する年（以下この項において「初年」という。）又は事業年度（以下この項において「初年度」という。）以降三年間の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして同令第三条に規定するところにより計算した額について、山口県税賦課徴収条例第四十四条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は年度の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た税率により、事業税を課する。

- 一 初年又は初年度 二分の一
  - 二 初年の翌年又は初年度の翌年度 四分の三
  - 三 初年の翌々年又は初年度の翌々年度 八分の七
- 第六条を次のように改める。

（不動産取得税の不均一課税）

第六条 次の各号のいずれかに該当する家屋及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税については、山口県税賦課徴収条例第五十五条中「百分の四」とあるのは、「百分の〇・四」とする。

一 半島地域内において、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日

の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）

二 地方活力向上地域内において、認定事業者であつて、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づく認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日

の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）

附則第三項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

附則第四項中「第六条に規定する」を「第六条各号のいずれかに該当する」に改める。

附則第五項中「第六条」を「第六条第一号」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第四条第二項及び第六条（同条第一号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十七年十月二日から適用する。）

(経過措置)

2 平成二十七年十月二日以後に改正後の条例第四条第二項又は第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備の建設に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年山口県条例第五十四号）の施行の日から一月以内に」とする。

山口県使用料手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十五号

山口県使用料手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の11の表三の二の項の次に次のように加える。

|  |  |       |                                   |
|--|--|-------|-----------------------------------|
|  |  |       |                                   |
|  |  |       |                                   |
|  |  |       |                                   |
|  |  | 一件につき |                                   |
|  |  |       | (三月以内の期間を限つて営む營業に係るものにあつては、一万四千円) |

三三  
の

特定遊興飲食  
店営業の  
許可等  
に関する  
事務

| 特定遊興飲食店営業所<br>の構造設備<br>の変更等<br>手数料                     | 特定遊興飲食店営業<br>の相続承<br>認手数料  | 特定遊興飲<br>食店営業<br>許可再交<br>付手数料 | 特定遊興飲<br>食店営業<br>許可申請<br>手数料  |
|--|--|-------------------------------|---|
| <p>営業所の構造又は設<br/>備の変更の承認<br/>特定遊興飲食店営業<br/>許可証の書換え</p> | <p>特定遊興飲食店営業<br/>の相続の承認<br/>特定遊興飲食店営業<br/>者である法人の合併<br/>の承認<br/>特定遊興飲食店営業<br/>者である法人の分割<br/>の承認</p>      | <p>特定遊興飲食店営業<br/>の相続の承認</p>   | <p>備考<br/>1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合の当該他の許可に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額から八千円を減じた金額とする。<br/>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所について許可を受けようとする場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額に六千八百円を加算した金額とする。</p> |
| <p>一件につき<br/>一件につき</p>                                 | <p>一件につき<br/>一件につき<br/>一件につき</p>   | <p>一件につき</p>                  |   |
| <p>九千九百円<br/>千四百円</p>                                  | <p>八千六百円<br/>(一件増すごとに三千八百円を加算した額)<br/>一万円<br/>(一件増すごとに三千三百円を加算した額)<br/>一万千円<br/>(一件増すごとに三千三百円を加算した額)</p> | <p>千四百円</p>                   |   |

|                               |                    |                            |          |                                     |
|-------------------------------|--------------------|----------------------------|----------|-------------------------------------|
|                               |                    |                            |          |                                     |
|                               |                    |                            |          |                                     |
| 特例特定遊興飲食店<br>業者認定等<br>手数料     | 特例特定遊興飲食店<br>業者の認定 | 特例特定遊興飲食店<br>業者認定証の再交<br>付 | 一件につき    | 一万三千円<br>(一件増すごとに<br>一万円を<br>加算した額) |
| 特定遊興飲食店<br>営業管<br>理者講習手<br>数料 |                    |                            | 一件につき    | 千円                                  |
|                               |                    |                            | 一人一時間につき | 六百五十円                               |

別表第二の四の項風俗営業許可申請手数料に関する部分の備考1中「第七条」を「第八条」に改め、同項遊技機認定申請手数料に関する部分中「第十条の二」を「第十四条」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項第二号」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を、「第十五条(法)の下に「第三十一条の二十三及び」を加え、「第二十二條第五号」を「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第二十二條第二項」に、「並びに第三十三條第四項」を、「第三十一條の二十三において準用する法第十三條第二項、第三十三條第四項並びに第三十八條の四第一項」に改める。

第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 特定遊興飲食店営業 法第二條第十一項に規定する特定遊興飲食店営業をいう。

六 特定遊興飲食店営業業者 法第二條第十二項に規定する特定遊興飲食店営業業者をいう。

第四条第一項第一号中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改め、同條第二項中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に改める。

第五條第一項及び第二項を次のように改める。

法第十三條第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。



2 法第十三条第一項第一号の条例で定める日は、一月一日から同月四日まで、八月十四日から同月十七日まで及び十二月二十五日から同月三十一日までとし、同号の条例で定める地域は、山口県の区域とする。

第五条第三項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に改め、「午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある」を削り、「第七条に規定する業」を「第八条に規定する営業」に改める。

第七条第一項第四号中「とばく」を「賭博」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「第十一条」を「第十五条」に改める。

第八条を次のように改める。

(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第十一条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第十一条の二の次に次の四条を加える。

(特定遊興飲食店営業の場所に関する許可の基準)

第十一条の三 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、別表第五に掲げる地域(次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。))の周囲五十メートルの区域内を除く。)とする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設

二 病院又は診療所

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十一条の四 特定遊興飲食店営業者は、山口県の区域内において、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第十一条の五 騒音に係る法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める数値は、別表第二の上欄に掲げる地域ごとに、

それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 振動に係る法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める数値は、五十五デシベルとする。  
(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第十一条の六 第七条第一項の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(良好な風俗環境の保全を図るべき地域)

第十四条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第六に掲げる地域とする。

別表第一中、「第二条第一項第八号」を、「第二条第一項第五号」に改める。

別表第二中、「(第六条、第十二条関係)」を、「(第六条、第十一条の五、第十二条関係)」に改め、同表の備考中「日出時から日没時まで」を、「午前六時後午後六時前」に、「日没時から翌日の午前零時まで」を、「午後六時から翌日の午前零時前」に改める。

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五(第十一条の三関係)

- |   |  |
|---|--|
| 一 | 下関市細江町一丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目及び竹崎町三丁目の区域(公安委員会規則で定めるものに限る。)                      |
| 二 | 宇部市新天町一丁目、新天町二丁目、松島町、相生町、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、新町、上町一丁目、上町二丁目及び西本町一丁目の区域(公安委員会規則で定めるものに限る。) |
| 三 | 山口市泉都町、熊野町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目及び葵一丁目の区域(公安委員会規則で定めるものに限る。)                     |
| 四 | 防府市緑町一丁目、天神一丁目、栄町一丁目、戎町一丁目、八王子一丁目及び車塚町の区域(公安委員会規則で定めるものに限る。)                               |
| 五 | 岩国市麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町六丁目及び麻里布町七丁目の区域(公安委員会規則で定   |

別表第六(第十四条関係)

めるものに限る。)

- 六 周南市川端町二丁目、川端町二丁目、昭和通二丁目、昭和通二丁目、橋本町一丁目、橋本町二丁目、柳町、  
 糀町一丁目、糀町二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、平和通二丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮  
 町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二  
 丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、有楽町、本町一丁目、栄町一丁目及び栄町二丁目の区域

備考 この表に掲げる町の区域は、平成二十七年十一月一日における町の区域によつて表示されたものとす  
る。

- 一 下関市細江町二丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目及び竹崎町三丁目の  
 区域

- 二 宇部市新天町二丁目、新天町二丁目、松島町、相生町、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、新  
 町、上町一丁目、上町二丁目及び西本町一丁目の区域

- 三 山口市泉都町、熊野町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目及び葵一丁目  
 の区域

- 四 防府市緑町一丁目、天神一丁目、栄町一丁目、戎町一丁目、八王子一丁目及び車塚町の区域

- 五 岩国市麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町六丁目及び麻里布町七丁目の区域

- 六 周南市川端町一丁目、川端町二丁目、昭和通二丁目、昭和通二丁目、橋本町一丁目、橋本町二丁目、柳町、  
 糀町一丁目、糀町二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、平和通二丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮  
 町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二  
 丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、有楽町、本町一丁目、栄町一丁目及び栄町二丁目の区域

備考 この表に掲げる町の区域は、平成二十七年十一月一日における町の区域によつて表示されたものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の11の表三の二の項の次に次のように加える改正規定（特定遊興飲食店営業許可申請手数料に係る部分に限る。）は、同年三月二十三日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第五十六号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表行政書士試験手数料の項の次に次のように加える。

都道府県がん情報等提供手数料

がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百一十三号）第八条第一項の規定による指定を受けた者

別表第一の5の表十の項の次に次のように加える。

|     |                |                             |   |                       |       |
|-----|----------------|-----------------------------|---|-----------------------|-------|
| 備 考 | 都道府県がん情報等提供手数料 | 都道府県がん情報及び当該匿名化を行った匿名化情報の提供 | 都道府県がん情報及び当該匿名化を行った匿名化情報の提供又は特定匿名化情報の提供 | 情報の提供に要する時間<br>一時間につき | 五千八百円 |
|     |                |                             |   |                       |       |

二十の  
都道府県が  
ん情報等の  
提供に關す  
る事務

- 1 情報の提供に要する時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。
- 2 情報を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものを交付する場合における手数料の金額は、その光ディスク一枚につき百円を乗じて得た額を手数料の金額に加算した金額とする。
- 3 情報を光ディスク（日本工業規格X六二四二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものを交付する場合における手数料の金額は、その光ディスク一枚につき百二十円を乗じて得た額を手数料の金額に加算した金額とする。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県条例第五十七号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中、「三十歳以上の者であつて、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第五十八号

電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料等に関する条例を廃止する条例

電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料等に関する条例（平成十五年山口県条例第六十一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の八を削る。